

令和7年第2回東浦町議会定例会  
一般質問通告一覧表 令和7年6月10日(火)・11日(水)・12日(木)

日	順	開始時間	質問議員	質問事項
10日 (火)	1	9時10分	杉下久仁子 (P. 3)	1 安全で安心な移動しやすい「おでかけ」環境（地域公共交通）の実現へ 2 保育園の給食費無償は継続を
	2	10時10分	久松純志 (P. 6)	1 本町の農業施策を通して土地利用を考える 2 東浦町こども計画について
	3	11時10分	北野興地 (P. 8)	1 犯罪抑止による安全・安心なまちづくりを 2 小中学校の教育環境等の現状と課題及び今後について
	4	13時00分	間瀬元明 (P. 12)	1 食い止める、人口減少！ 2 子供のために居場所づくり・そして応援を！ 3 安定感と充実環境の職場に！
	5	14時00分	水野久子 (P. 15)	1 東浦町の景観まちづくり 2 子どもの学習支援について
	6	15時00分	秋葉富士子 (P. 17)	1 投票しやすい環境づくりについて 2 本町の「農福連携」の取り組みの拡充について
11日 (水)	7	9時10分	前田明弘 (P. 20)	1 学校での落雷の事故防止と不審者対策について 2 於大まつりの今後の課題と於大のみち環境整備の方針について
	8	10時10分	赤川操恵 (P. 23)	1 本町における予防接種について 2 本町のシティプロモーションにご当地ナンバープレートの導入を
	9	11時10分	間瀬宗則 (P. 26)	1 生活を支える公共交通の更なる充実を！ 2 幹線道路等の整備に向けた進捗状況は！
	10	13時00分	長坂知泰 (P. 28)	1 「名古屋三河道路」を問う 2 「国民健康保険税」を問う 3 本町の「農業」を問う～農地利用最適化と地域計画について
	11	14時00分	山田眞悟 (P. 35)	1 東浦町をアップデート！～ここから、未来へ～ロードマップの実績報告を求めます。 2 緒川小学校個性化教育の評価をどうとらえるか。 3 小中学生の通学援助を求めます。 4 北部グラウンドと駐車場の管理運営を総合的に行うよう求めます。 5 町運行バス「う・ら・ら」の「イオンモール東浦」バス停留所詰め所はいつになったら使用できるのか問う。

	12	15時00分	森靖広 (P. 37)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ヤングケアラーの課題と支援の必要性について</li> <li>2 放課後児童クラブの現状と地域の子育て支援について</li> </ul>
12日 (木)	13	9時10分	大川晃 (P. 41)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 町PTA連絡協議会の役割を考える</li> <li>2 災害時情報の伝達手段について</li> <li>3 広域災害時の東浦町の医療体制と災害時トリアージについて</li> </ul>
	14	10時10分	三浦雄二 (P. 44)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 不登校児童生徒に関する支援について</li> </ul>

## 質問順位 1 2 番議員 杉下 久仁子（日本共産党ひがしうら）

1. 安全で安心な移動しやすい「おでかけ」環境（地域公共交通）の実現へ東浦町地域公共交通計画（以下「計画」という）（期間、2022年4月1日から2029年9月30日）が改定され約1年、また昨年10月の町運行バス「う・ら・ら」ダイヤ改正から約8か月が経ちます。

各コミュニティを回り利用者の意見も盛り込んだダイヤ改正になったと認識していますが、4月時点でも利用者からは、長寿医療センター行きの朝9時台、藤江・東浦駅から於大公園南へ向かう8時台、於大公園南から東浦駅行きの12時台がなく通院で利用されていた人たちから受診時間の調整に苦勞されたり病院内での待ち時間、帰りのバスまでの時間が長くなり不便、との声が届いています。

ダイヤ改正直後には、利用者の減少や不便になったとの意見が東浦町地域公共交通会議（以下「会議」という）でも報告されています。それらに対する町の対応として「今回のダイヤ改正の内容がこの地域に適正な内容なのかどうかを検証し、変えるべきであるならば、次のダイヤ改正にどう反映させるのかを検討していく。」「可能な限り、新しいダイヤに合わせた時間帯で受診をお願いしたいと考えている。今後1年間は、利用状況やこういったご意見を確認し、次回のダイヤ改正に活かしていく。」と会議で述べられています。

こうした状況と、計画にある東浦町の公共交通が目指す姿『移動しやすく交流を生む「おでかけ」環境の実現』について、以下に質問します。

### (1) ダイヤ改正後に寄せられた意見への対応について

ア. 各地域に適正な内容かどうかの検証はどのように行っているか伺います。

イ. 不便に感じている意見として、主に病院への受診を目的に利用されている人が多く、8時台・9時台と12時台の増便が求められていると考えるが、実現が可能か伺います。

### (2) 『移動しやすく交流を生む「おでかけ」環境の実現』に向けて

今年4月から始まった東浦町難聴者補聴器購入費助成事業では、助成の申請を行うために指定された医療機関を受診し医師意見書を作成してもらう必要があります。指定医療機関は町内の2つの耳鼻咽喉科で、そのうちの1院は「イオンモール東浦」バス停近く、もう1院は最寄りのバス停「芦間」から約450m離れた石浜駅付近にあります。

『移動しやすく交流を生む「おでかけ」環境の実現』に向けて、また町の社会参加促進の一助となる事業がより活用されるためにも、計画にある「施策2 新たな公共交通の導入検討 ・事業2-1 タクシーを活用した新たな公共交通の導入 ・事業2-2 地域内の短距離移動を補完する新たな公共交通の導入等」や、町運行バス「う・ら・ら」の乗り入れが必要と考え以下に伺います。

ア. 指定医療機関のある石浜駅付近へのバス停の設置、または新たな公共交通の導入は移動制約者（高齢者・障がい者・妊産婦・子ども等）への支援につながると考えますが、町の見解を伺います。

イ. 緒川地区国道 366 号バイパス東側地域の公共交通整備を求めます。

緒川地区国道 366 号バイパス東側の地域住民が町運行バス「う・ら・ら」を利用するための最も近いバス停は約 600m 離れた緒川駅前です。また、難聴者補聴器購入費助成事業の指定医療機関の 1 院にも同程度の距離があるため、バス停の設置または新たな公共交通の導入を求めるが、見解を伺います。

## 2. 保育園の給食費無償は継続を

東浦町の子育て環境は”「子育て応援のまち」日本一をめざして”、多子世帯への保育料軽減（町独自制度）や子ども医療費無償の対象年齢引き上げ、保育園や児童クラブでの預かり時間延長等で充実を図ってきました。

特に評価の高い本町の公立保育園給食費無償化（主食・副食）は 2008 年度から実施され、県内では 2024 年度から 4 市が無償化を実施し、本町を含め 8 市町村（2024 年度末）が行っている子育て支援事業です。

しかし、本町ではここ数年で保育園同時入所 2 人目の保育料無償（町独自制度）を廃止、保育士不足を理由とした公立保育園の民営化方針、児童クラブやアフタースクール、学校給食費の値上げが続き、2024 年 9 月に「切れ目のないこどもまんなか応援サポーターのまち」宣言をしたものの、子育て世代の方からは疑問の声もあります。

そうしたなか今年 5 月 16 日開催の全員協議会の報告で、町長ロードマップで示されていた「町立保育園の給食費無償化は継続しつつ、町内民間保育所 に対して、給食費の補助を検討します。」の 2024 年度末の進捗状況において、「東浦町立保育園の今後のあり方について」を策定する上で給食費負担について検討、質の高い保育環境整備のため、給食費についても利用者負担を求めることに方針転換、と 180 度方針が変わりました。

あわせて保育園の給食費について、町立保育園及び民間保育所における最適な利用者負担の在り方や補助の在り方を、今年 8 月の入園の案内までに示すことができるよう検討する、との説明がありました。

子育て支援の後退につながる大きな不安要素と認識し、以下に質問します。

(1) 検討状況の経過と内容、また今後の予定を伺います。

(2) 保育園で提供される給食は保育の一環として現物給付されてきたもので、保育料との分離徴収は不自然と考えます。

県内でも無償化や補助を行う取り組みが拡大している中、給食費の利用者負担を求めることは逆行する方針転換ではないでしょうか。財政負

担の軽減にはつながっても、町の子育て支援から独自性がなくなり子育て世帯から選ばれにくくなるのではないかと懸念があるため給食費無償の継続を求めるが、見解を伺います。

## 質問順位 2 8 番議員 久松 純志 (清流会)

### 1. 本町の農業施策を通して土地利用を考える

本町の大きな魅力でもある、丘陵部を中心に豊かな自然・自然生態系の保全、防災、景観形成など多面的な役割を有する貴重な資源としての農地について、以下の検証材料をもとに、後世に残すべき責務があると考え、土地利用の観点から質問します。

令和7年は、5年に一度の農林業センサスという農業従事者等の方への個別聞き取りによる、実態調査が実施されました。また、本年3月には地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画という）が策定され、町内6地区別の報告をいただきました。高齢化や人口減少の進展により、農業の担い手の数も更に減少し、地域の農地が適切に利用されないことが懸念される中、現況の課題と行うべき農業振興策等について伺います。

(1) 地域計画とは、地域の農業者・農業従事者等の話し合いを経て、地域農業の将来の在り方をより明確化し、農地の集積・集約化を加速させるとあります。そこで、以下のことを伺います。

ア. 地域計画の主体は農業者等かと思いますが、行政の果たすべき役割について伺います。

イ. 町内6地区ごとに計画が策定されています。各地区の地形の形状による特徴と農地等の集積・集約化の進行状況を伺います。

ウ. 従来の遊休農地活用登録制度との関連性について伺います。

エ. 2022年度に28ha存在した遊休農地は、地域計画による活用ができない場合、現在すでに存在し課題となっている土地所有者申告の耕作放棄地となる可能性が高いと考えられますが、本町の見解を伺います。

(2) 第6次東浦町総合計画第2期基本計画の(2)産業振興①農業振興の目標として「農地利用を最適化し、農業の担い手の育つまちをつくりまします」とあるが、以下のことを伺います。

ア. 規模拡大や経営改善、法人化を支援するとあるが、取り組み内容を伺います。また、従事者の高齢化に伴う後継者とのマッチングの支援に関して、どのような仕組みがあるのか伺います。

イ. 本年の農林業センサスの結果は、まだ不明かと存じますが、農業従事者の高齢化と後継者不足の解消についての現状と課題、今後の取り組みを伺います。

ウ. 農作業におけるドローンやデジタル機器などの新技術導入や機械化についてどのような支援を行っているのか、また今後の取り組みを伺います。

(3) 農地の利用を最適化、かつ自然環境保全のため、農業に必要な施設の維持管理を行い、農業基盤の安定が必要と考えます。現状と課題、今後の取り組みを伺います。

(4) 昨今のインフレ傾向の中、農産物等の価格上昇は顕著であります。特に米販売価格の上昇はマスコミにも報道されるように、前年比2倍超となっています。従来、本町は低収益の米作から高収益作物への転換、6次産業化などによる収益の向上や経営強化を支援してきました。地域計画等に影響はないと存じますが、今後の方向性について見解を伺います。

## 2. 東浦町こども計画について

本年3月「東浦町こども計画」が作成されました。本計画は、東浦町のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に該当し、基本理念を「のびやかなこどもの育ちと子育ての喜びが実感できる笑顔あふれるまち」としています。本町が「切れ目のないこどもまんなか応援サポーターのまち」として、他の市町村にない特徴的な支援が実施され、それにより若年人口の増加や、若い子育て世帯の負担軽減に資するとすれば、非常に重要な施策と考えます。

本計画の基本目標2「子育て・子育てを支援します」の児童虐待防止対策の推進について、以下のことを伺います。

ア. 要支援児童世帯等を支援する立場として、「こども家庭センター」が児童虐待等に関わる件を担当されると思いますが、現時点で把握している件数と本町における傾向について伺います。

イ. 児童虐待を防止するために、「孤立を防ぐ、地域で救う」が必要であると令和6年第3回定例会で答弁をいただきました。計画では、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努める、などとあります。すべてのこどもの人権は、等しく守られなければならないとの視点から、期待を込めて、今後の具体的な取り組みについて伺います。

### 質問順位 3 13 番議員 北野 興地 (新政クラブ)

#### 1. 犯罪抑止による安全・安心なまちづくりを

(1) 令和7年4月16日深夜に、東ヶ丘団地内にて「家庭内トラブルで、刃物を持った男が外へ出たまま所在不明になっている」旨の消防署から愛知県警察本部への110番通報があり、まさに町民の生命・身体等に直接的に被害を及ぼしかねない重大な事案が発生しました。

一方で、令和7年第1回(3月)定例会の傍聴者アンケートの中に、「行政の優先順位は、住民の①生命②財産③生活④文化教育と考える。」等のご意見がありました。このアンケートでの意見からも住民の生命に関わる問題は、非常に高い関心事であることがよく分かります。

そこで、以下について伺います。

ア. 半田警察署から本事案の通報を受けた本町としての対応措置を伺います。

イ. 本事案について、防災行政同報無線での地域住民への周知事実の有無、有ればその内容、無ければその理由を伺います。

ウ. 本事案終息後の本町の措置等について、伺います。

(2) 住民自治課提供の半田警察署資料(別表1「東浦町犯罪発生状況(令和1年~令和6年)」参照)によれば、本町の刑法犯(窃盗犯等)総数は、一部の年を除けば、年々増加傾向にあります。

第6次東浦町総合計画第2期基本計画(2024年度から2028年度)の中に「暮らしを守るまちづくり」を謳い、(2)安全安心 ④交通安全・防犯を挙げ、目標として交通事故・犯罪のないまちを目指す、と明記されています。取組②「防犯活動の充実」とあり、防犯意識の向上を図るとともに、犯罪を起こさせない地域をつくり、として、実施内容に「警察や教育委員会、地域自主防犯団体と連携し、住民の防犯意識の醸成を図ります。」と記載してあります。

防犯活動を主とした犯罪抑止は、安全・安心なまちづくりには欠くことのできない、あらゆる生活の基盤を確保するための最重要活動であると考え、以下について伺います。

ア. 別表1「東浦町犯罪発生状況」の分析結果及び課題とその対策内容を伺います。

イ. 令和6年度までに実施してきた各種防犯活動・防犯施策とその検証結果を伺います。

ウ. 上記ア、イを踏まえて、犯罪抑止に向けた今後の具体的な防犯活動・防犯施策等の計画を伺います。

エ. 別表1によれば、自転車盗は、令和6年中の各種窃盗犯(侵入盗(空き巣等)、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、自動販売機ねらい)数の約60%を占めています。

また、令和6年は令和1年に比べ約200%増の60件発生し、年々増加傾向にあります。自転車盗などの防止策の一つとして、半田警察署による中学生を対象とした双方向型の防犯指導・出前講座等は、将来的にも特に効果的と考え、提案しますが見解を伺います。

## 2. 小中学校の教育環境等の現状と課題及び今後について

少子化の進展に伴い、学年単一クラス等による小中学校の教育環境等の悪化が懸念されており、本町の児童生徒数は、教育課からの提供資料（別表2「令和7年度児童・生徒数例月報告表 R7.4.9 付け」参照）のとおりです。同資料を基に各小中学校のクラス編成を教育課に確認すると、7小学校はすべて各学年2クラスから3クラスであり、中学校は、東浦中学校2年生は6クラス、1年生・3年生は各7クラスで、北部中学校は1年生6クラス、2・3年生は各4クラスです。一方、西部中学校は各学年2クラスと他校に比べて少なく、町内3中学校でクラス数に格差が生じています。

西部中学校の現1年生は40人で辛うじて2クラスですが、令和7年度中に生徒の増加が無かった場合を想定すると、2学年・3学年は1クラス40人制となるため、現1年生が2年生時、3年生時には1学年1クラスになるものと考えられます。

また、学校区割りでいけば、卯ノ里小学校卒業生は、一部私立中学校へ行く子どもを除けばそのほとんどが西部中学校へ通っており、1つの小学校から1つの中学校へ進学している状態です。

第6次東浦町総合計画第2期基本計画に「人を育み、人を活かすまちづくり」を謳い、(1)次世代育成 ②学校教育を挙げ、その取組として「教育施設の整備」とあります。その実施内容として、「通学区域の見直しを検討します。」、「規模の適正化、集約化・複合化を検討し、最適な配置の実現に取り組みます。」とあります。そこで、以下について伺います。

- (1) 上記第2期基本計画に掲げた教育施設整備の実施内容にある「通学区域の見直し」と「規模の適正化等及び最適な配置」の検討状況や取組状況について、現状及び課題と今後の計画等を伺います。
- (2) 前述のとおり、西部中学校の令和7年度の1年生は、令和8年度の2年生時、令和9年度の3年生時には学年1クラスの小規模校へと移行せざるを得ない状況になるものと考えられますが、小規模校のメリット・デメリットについて、見解を伺います。
- (3) 本町が令和6年9月に宣言した「切れ目のないこどもまんなか応援サポーターのまち」の見地及び今年4月に行われた機構改革を踏まえ、少子化の進展等を鑑みた今後の学校教育における教育環境等に対する現状及び課題とその対策内容を伺います。

別表 1

## 東浦町犯罪発生状況

単位：件 各年12月末現在

区分 年	刑法犯総数	侵入盗 (空き巣等)	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	部品ねらい	車上ねらい	自動販売機ねらい	強盗	恐喝	その他
令 1	208	24	1	3	1	31	9	17	1	0	0	121
2	220	19	0	1	0	17	16	6	2	1	0	158
3	172	23	0	1	3	14	7	9	2	1	0	112
4	205	22	0	10	5	29	7	8	0	0	0	124
5	245	19	1	3	0	45	9	9	2	1	0	156
6	270	12	0	7	1	60	16	7	0	0	1	166

資料：半田警察署

## 別表 2

## 令和7年度 児童・生徒数例月報告表

R7. 4. 9

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	1	26	1	30	7	38	3	34	2	22	3	25	17	175
	女	0	26	0	26	0	27	1	32	4	33	1	26	6	170
	計	1	52	1	56	7	65	4	66	6	55	4	51	23	345
生路小学校	男	4	31	3	29	0	31	3	26	0	28	3	27	13	172
	女	0	26	0	18	0	26	1	32	1	37	0	29	2	168
	計	4	57	3	47	0	57	4	58	1	65	3	56	15	340
片葩小学校	男	1	29	2	36	0	18	3	28	3	38	1	34	10	183
	女	2	24	2	41	1	28	0	26	0	35	2	30	7	184
	計	3	53	4	77	1	46	3	54	3	73	3	64	17	367
石浜西小学校	男	2	27	2	38	7	31	4	36	2	46	1	45	18	223
	女	0	27	1	26	1	34	2	30	3	36	0	32	7	185
	計	2	54	3	64	8	65	6	66	5	82	1	77	25	408
緒川小学校	男	2	44	1	40	2	55	2	44	4	38	0	23	11	244
	女	2	34	0	33	0	36	0	46	0	51	0	39	2	239
	計	4	78	1	73	2	91	2	90	4	89	0	62	13	483
卯ノ里小学校	男	0	25	6	34	5	30	2	21	2	32	4	25	19	167
	女	0	37	0	26	2	26	2	26	1	15	0	28	5	158
	計	0	62	6	60	7	56	4	47	3	47	4	53	24	325
森岡小学校	男	3	37	2	43	0	29	4	35	1	37	1	39	11	220
	女	1	49	0	42	0	42	1	36	2	46	1	22	5	237
	計	4	86	2	85	0	71	5	71	3	83	2	61	16	457
小学校計	男	13	219	17	250	21	232	21	224	14	241	13	218	99	1,384
	女	5	223	3	212	4	219	7	228	11	253	4	206	34	1,341
	計	18	442	20	462	25	451	28	452	25	494	17	424	133	2,725
東浦中学校	男	6	128	4	121	1	129							11	378
	女	6	128	7	127	3	128							16	383
	計	12	256	11	248	4	257							27	761
北部中学校	男	7	100	2	88	3	70							12	258
	女	2	85	1	72	1	91							4	248
	計	9	185	3	160	4	161							16	506
西部中学校	男	1	24	2	16	2	31							5	71
	女	0	16	0	27	0	23							0	66
	計	1	40	2	43	2	54							5	137
中学校計	男	14	252	8	225	6	230							28	707
	女	8	229	8	226	4	242							20	697
	計	22	481	16	451	10	472							48	1,404

(特別支援は内数です)

#### 質問順位 4 15 番議員 間瀬 元明（新政クラブ）

##### 1. 食い止める、人口減少！

本町の令和7年4月末における住民基本台帳上における人口は49,794人で、5万人を下回っています。第6次東浦町総合計画における2025年の人口は推計47,727人であることから、推計よりも上回っている状況ではありますが、他の自治体と同様に人口減少の波が押し寄せているのは事実です。

本町では、「子育てや介護における不安や負担を軽減する環境をつくり、定住の促進と地域の活性化を目的とし、これから新たに三世代で同居または近居するための住宅を取得する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。」と題して、令和3年度から開始された「三世代近居等定住促進補助金」があります。

この補助金は、本町における人口減少対策の一助となっていると考えられ、親世帯と子世帯が本町内に住むことで、さまざまな効果があると考えられます。

今後もこの補助金により、定住の促進と地域の活性化が進むことを願い質問いたします。

- (1) 三世代近居等定住促進補助金の年度ごとの実績（件数・金額）を伺います。また、実績に対して、どのような評価、見解をもっているのか伺います。
- (2) 町長ロードマップ169番「子育て世代の定住促進に向けて三世代近居等に係る費用を補助します。」として、「三世代近居等定住促進補助金」の記載があります。令和8年度に終了予定となっておりますが、理由を伺います。
- (3) 人口減少対策として、令和9年度以降も、引き続き補助金を継続する必要があると考えますが、見解を伺います。

##### 2. 子供のために居場所づくり・そして応援を！

本町では、放課後の時間を安心して過ごすことのできる安全な場所を提供し、児童の社会性や自主性、創造性の育成を図るため、小学校高学年の児童を対象にアフタースクールを開設しています。

対象児童は、小学校4年生から6年生までの参加を希望する児童で、森岡・緒川・卯ノ里小学校は、木曜日・金曜日、片葩・石浜西・生路・藤江小学校は、月曜日・火曜日のそれぞれ授業終了後から18時まで実施されています。

活動例として、「囲碁・将棋・オセロ・トランプ・手芸・伝承遊び（けん玉・お手玉など）卓球・バドミントン・読書・コンピュータ・料理・茶道・華道・工作教室 など」と町ホームページに記載があります。

このたび、小学生の保護者の方から「アフタースクールの参加費が 400 円程度だったものが高くなった、また、夏休み期間の実施がなくなった」との声があり、その考え及び今後の方向性を確認するため質問いたします。

- (1) アフタースクールの利用料について、1 学期あたり 2,000 円（年間の場合 6,000 円）にした理由及び金額の根拠を伺います。また、段階的に値上げする考えはなかったのか、今後値上げはあるのか見解を伺います。
- (2) 夏休み期間にアフタースクールを実施しない理由を伺います。
- (3) 令和 6 年度と令和 7 年度を比較して、アフタースクールの登録者数に変化はあったのか伺います。
- (4) 2024 年度（評価年度：2023 年度）行政評価の事業評価シートでは、「放課後児童クラブの学校施設での実施に向け、アフタースクール事業自体の見直しを検討します」とありますが、具体的に、どのような見直しを検討しているのか伺います。

### 3. 安定感と充実環境の職場に！

令和 6 年第 4 回（12 月）定例会で、本町の職員の方の部署の異動に対する考えや現状認識などを伺いました。

今年度は、大幅な機構改革があり、職員の皆様におかれては、機構改革に伴う準備、事務、作業や、住民対応などに追われたところだと思えます。

また、部署によっては、職員が減員となり、日々の仕事にあたっていると思えます。20 歳代をはじめとする若手職員の方は、国の人事院勧告の影響もあり、給料が増えモチベーションアップにつながっているかと思えますが、40 歳代以降の方は上昇幅も大きくはない状況かと思われます。

職員の方が働きやすい環境となることを願い質問いたします。

- (1) 人事異動の際、各職員に対して異動になった理由や、異動しなかった理由を伝えているかと思えます。職員からは、「理由に具体性が感じられず、作成にあたり労力はかかっているため、特に不要ではないか」という声を聞きました。今後も行っていくのか見解を伺います。
- (2) 役場内の役職の運用として、係長と課長補佐兼係長の役職があり、管理職ではないものの、担当の部下をまとめながら業務を進めるなど、業務に対する責任は重い役職であると思われます。一方、係長と課長補佐兼係長は、職務内容は同じであるものの、給与区分は異なる状況だと思えます。同じ号給の場合、年間でどの程度収入が異なるのか、また、2 つの職で運用をされている理由を伺います。
- (3) 同じ職務内容であれば、給与区分は同じでないとモチベーションが上がらないと考えられますが、この現状に対する見解を伺います。

- (4) 令和6年度と令和7年度で職員の人数が減っている部署がある一方、町から県等への派遣職員は増えています。本町に勤務している職員が減ってしまったため、結果的に町の職員に負荷がかかっていると思われませんが、見解を伺います。
- (5) 東浦町定員管理計画（令和4年度～8年度）の「今後の定員管理の方向性及び計画」の中で、「本町の保育士を除く職員数は類似団体より少ない状況であり、また、平成29年4月1日現在の事務職数301人に対して、令和4年4月1日現在の事務職数は286人と15人の減員となっています。」「事務職は特に不足している土木技師及び建築技師を中心に、令和8年度までに令和4年度と比較して11名増員（平成29年度と令和4年度の職員数を比較した減員数の7割程度を増員）することとします。」と記載があります。

現状と増員目標に対する見解を伺います。また、職員採用に関して、苦慮しているのではないかと推察しますが、見解を伺います。

## 質問順位 5 10 番議員 水野 久子 (清流会)

### 1. 東浦町の景観まちづくり

東浦町景観計画は、平成 28 年 4 月に策定されました。計画の冒頭に、景観は、その土地の自然と人々の生活の積み重ねの有様を示すものである。景観に対する思いは、その場所やそこにいる人とよい関係を持てるほど深まっていくものである。ふるさとに対する美意識の共有や共感のうえに成り立つ「みんなの居場所」である。東浦がもともと持っている「景観」に気付き、それを守り、活かし、創ることによって、誇りや生きがいのある暮らしの空間が生まれ、東浦の価値の向上につながる。持続的で豊かな、自立したまちの方策として景観まちづくりがある、と記載されています。

そして、この景観計画に法的な実効性を持たせるための条例「東浦町景観条例」が平成 28 年第 4 回定例会で可決され、平成 29 年 4 月 1 日より、施行しています。建築物や工作物、開発行為、木竹の伐採や屋外における物件の堆積等の大規模行為、屋外広告物は、周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、事前協議及び届出が必要です。

景観条例が施行され、9 年目に入りました。当初は、景観重点区域候補地区に、緒川の「屋敷のまち並み」の景観、生路の「郷中のまち並み」の景観、明德寺川を軸とする「根」と「狭間」の景観、森岡の「ぶどう畑」の景観の 4 か所を候補に挙げたことにより、異議を唱えられた、といういきさつがありました。現在の景観事業は、景観コンテストやパンフレットの印刷などが中心ですが、もちろん、大規模な開発、建設などの行為の際には、景観条例に従って、事前協議と届出の提出が必要です。そこで、伺います。

- (1) 景観条例に沿った事前協議と届出の手続きの手順を伺います。
- (2) 届出の際に、考慮する項目を伺います。
- (3) 景観条例施行以来、大規模な開発のための届出は何件あったか、伺います。
- (4) この先、新たな産業進出で、景観への配慮が必要となる場合があると想定されますが、町としての対応を伺います。

### 2. 子どもの学習支援について

令和 7 年 4 月 1 日付、厚生労働省より、各関係機関に、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」の一部改正の通知が送付されています。それには、令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律については、令和 7 年 4 月 1 日から施行され、生活困窮者の自立のさらなる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（以下「法」という）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設

置の努力義務化等の改正が行われた、と記載されています。

また、令和7年4月1日付、文部科学省より、各関係機関に、「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について」の通知が送付されています。これには、生活困窮者等の一層の自立促進を図るため、今般、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が令和6年4月24日に交付され、令和7年4月1日より施行されます、と記載されています。

いずれの通知にも、「子どもの学習・生活支援に関する事業の連携」の項目の記載があり、厚生労働省では、生活困窮者支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援や保護者への進学助言を行う、こどもの学習支援を実施している。文部科学省では、社会教育法に基づき、地域と学校が連携・協働して学習機会を提供する取り組みを推進しており、地域と学校の連携・協働体制構築事業において、支援を行っているところである。これまでも、地域の実績に鑑みながら、生活困窮家庭であって、学習が遅れがちな児童・生徒に対する学習支援としてどのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい旨のお願いをしてきた、と記載されています。

東浦町では、令和7年3月、「東浦町こども計画」が策定されました。この計画は、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づいた、こども施策に関する計画を一体的に策定するものです。

その中に、基本目標2 子育て・子育ちを支援します (2) こどもの貧困対策 経済的な理由でこどもを生み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実させます。また、経済的格差の広がりは、教育や進学機会を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実させます。その取り組みのひとつとして、学習支援を希望する世帯に対する県知多福祉相談センターによる支援、その内容として、生活困窮世帯を対象として、学習支援を実施します、とあります。そこで、伺います。

- (1) この学習支援の概要を伺います。
- (2) 本町では、経済的な理由等での学習支援をどのように考えているか伺います。
- (3) 具体的な対策を検討しているか伺います。

## 質問順位 6 5 番議員 秋葉 富士子 (公明党東浦)

### 1. 投票しやすい環境づくりについて

総務省のホームページに選挙の意義について次のように記載があります。「私たちは、家族や地域、学校や職場など、さまざまな場でくらしています。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる、代表者が必要であり、その代表者を決めるのが『選挙』なのです。『選挙』とは、私たちの代表を選び、私たちの意見を政治に反映させるためのもの。そのためにも、私たち一人ひとりが『選挙』に関心を寄せることで、『選挙』はもっと身近なものになるといえます。」また、政治に参加する権利は私たちに与えられた重要な権利ですが、「選挙」はその中で最も基本的で平等なものです。それを行使するため、自治体として住民が投票しやすい環境を作ることは重要だと考えます。そこで、本町の投票しやすい環境づくりについて質問いたします。

(1) 本町の直近3年間の選挙の投票率と課題について伺います。

(2) 投票率を上げるため、本町で実施している選挙啓発の取り組みについて伺います。

(3) 現在本町では、役場西会議室に期日前投票所を設置しています。住民の投票環境の利便性をさらに高めるため、通勤・通学、買い物等で利用する大型商業施設等に期日前投票所を設置することについて。

ア. 大型商業施設等を活用した期日前投票所を設置している近隣市町の状況について伺います。

イ. 本町でも同様の取り組みを提案しますが、見解を伺います。

(4) 若い世代の投票率を上げる取り組みについて。

ア. 若い世代に選挙に関心を持ってもらうために、高校生等に投票立会人、投票事務従事者をお願いすることは有効だと考えます。本町の取り組みの現状について伺います。

イ. 総務省の調査によると、子供の頃に親に連れられて投票所に行ったことがある人は、ない人に比べて投票率が20ポイント高い結果が出ているといわれています。

また、家族で投票に来た子供に「投票体験記念証」を配布している自治体があります。本町でも同様の取り組みを提案しますが、見解を伺います。

(5) 視覚障がい者や高齢者が投票用紙に記入しやすくする「投票用紙記入補助具」というものがあります。クリアファイルに投票用紙を挟み込み、候補者名を書く欄が枠でくりぬかれていて、また枠が手で触ってもわかるようになっており、見やすく、わかりやすいものです。本町での導入を提案しますが、見解を伺います。

(6) 紙の投票用紙を使用する代わりに、タブレットなどの電子端末を利用する「電子投票」を実施している自治体があります。電子投票の導入について。

ア. 電子投票のメリット、デメリットについての考えを伺います。

イ. 本町での電子投票の導入について見解を伺います。

## 2. 本町の「農福連携」の取り組みの拡充について

農林水産省のホームページには、農福連携の推進について次のような記載があります。「農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。」

本町では2021年から農福連携の取り組みを開始しました。2024年3月に策定した「東浦町障がい者いきいきライフプラン」の第2部障害者計画 第2章基本計画 2基本目標と施策 基本目標5 社会参加の促進 (2) 就労支援・定着支援の充実 イ 福祉的就労への支援 にも「農業分野での就労を通じて、障がい者の自信や生きがいを創出するとともに、工賃の向上を図ることができるように「農福連携」を推進します。」と示されています。また2023年11月に日高町長が示された政策指針「東浦町をアップデート！～ここから、未来へ～のロードマップ」にも2. 誰もが暮らしやすいまちへ (2) 多様な生き方の尊重、多文化共生の政策 33番に「就労支援を促進することで、障がい者が社会の一員として活発に活動できるように努めます。」とあります。本町においてこの取り組みは独自のものであり、特に障がい者の就労支援として拡充することが重要だと考えます。本町の農福連携の取り組みについては、2021年第4回定例会で一般質問しましたが、その後の進捗状況、課題、拡充等への取り組みについて質問いたします。

(1) 本町の「農福連携」の取り組みの現状について伺います。

(2) 令和3年第4回定例会での私の一般質問の答弁に「課題については、農作業の多くが体力を必要としているため、体力面の不安や障がい特性による作業の調整、工賃設定の妥当性などが挙げられます。」とありました。課題に対しての改善策とその後の課題について伺います。

(3) 今後の取り組みの拡充について。

ア. 通年で就労できるようにするため、農業の多品目化や加工業務との連携が必要と考えますが、見解を伺います。

イ. 工賃を向上させる方策についての考えを伺います。

参考資料  
投票用紙記入補助具



出典：神奈川県厚木市ホームページ「投票や移動で支援が必要な人へ」  
<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/senkyokanriiinkai/6/38658.html>

## 質問順位 7 14 番議員 前田 明弘 (新政クラブ)

### 1. 学校での落雷の事故防止と不審者対策について

2014年8月6日、愛知県にあるS高等学校のグラウンドで悲しい痛ましい事故が発生した。当日は野球部の練習試合が行われていた。投手でマウンドに立っていた生徒が落雷を受け、心肺停止となり病院に搬送されたが、翌8月7日未明に亡くなった事故である。当日の試合は午後0時40分頃に始まっていた。午後1時頃に雨が降ってきたため試合は一旦中断していたものの再開された。マウンドに立ち、投球後キャッチャーからボールが返球されたその時に突然生徒の頭に雷が落ち、倒れたとのことである。事故の分析によると、試合が再開されたのは、晴れ間が出て雷も鳴っておらず、審判と協議した結果であった。当時、名古屋地方気象台によると、当日は未明から愛知県全地域に雷注意報が発令されており、県内の他の地域では落雷が原因で停電した場所もあったが、S高等学校は雷注意報を把握していなかった。S高等学校のグラウンドには12本の柱全てに避雷針が設置されていたが、機能しなかった。

現在、S高等学校のグラウンドの隅には、亡くなった野球部の生徒をしのぶ慰霊碑が建っている。その後校長は、小さな雷を遠くに感じただけでもこのようなことが起き得ると肝に銘じ、雷対策マニュアルを作成された。

最近では今年4月10日に奈良県のT学園のグラウンドに雷が落ち、中高生6人が救急搬送された。当日は生徒と教員ら計123人が部活動の練習をしていた。報道では、サッカー部の顧問教員が、雨が強まったため、中断するか迷っているうちに落雷が起きたとのことである。

また、今年5月8日、東京都立川市の小学校では、男2人が侵入し、教師5人に暴行する事件が発生した。この事件によって、児童生徒や教職員に不安を与え、けがを負った教職員に対し、心よりおわびすると市教育委員会からのコメントがあった。

これらの出来事を受けて、学校での落雷事故防止や防犯対策の強化が求められています。そこで、以下について伺う。

- (1) 文部科学省は今年4月11日、屋外で活動する際は雷に注意し、天候の急変時は直ちに活動を中止するよう、各教育委員会や学校法人などに通知しました。通知には、新学期に部活動などの指導体制が変わった場合にも、対応を徹底するように要請されている。また、子どもが落雷の異変や危険に気づいた場合は、指導者に伝えるよう指導することも求めた。この他に落雷事故防止に関する依頼や通達があれば、内容を伺う
- (2) 落雷事故防止に関して、町内の小中学校への周知徹底について伺う。
- (3) 保護者や児童生徒のためにボランティア活動に参加していただいている方への落雷事故防止に関する情報の伝達方法を伺う。
- (4) 落雷事故を防止するため、ひがしうら地域クラブや町スポーツ協会には、どのような周知をしているか伺う。

- (5) 小中学生の登下校の際の落雷事故対策で重要としている内容について伺う。
- (6) 5月8日に立川市で発生した小学校の事件について、町内の小中学校では5月9日の職員朝礼で、学校長から職員に対してどのような報告があったのか。また、朝の連絡で、担任から児童生徒にどのような説明や会話が行われたのか伺う。
- (7) 本町として、立川市の衝撃的な事件を踏まえ、学校での不審者対策や保護者対応について、今後の方向性の見解について伺う。
- (8) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインについての今後の検討事項などについて伺う。

## 2. 於大まつりの今後の課題と於大のみち環境整備の方針について

今年4月19日に開催された第32回東浦町於大まつりは晴天に恵まれ、盛大に開催されました。特に今年印象に残ったのは、キッチンカーの周囲に多くの方々が飲食類を求めて並び、順番を待って見える姿でした。於大まつり前日、於大公園では、道の両サイドに武将の青色の旗がはためき、イベント会社の方々がテントの準備を行っていました。八重桜もライトアップされ、一層の輝きを放っていました。4月1日～4月20日夜は肌寒かったものの、「於大のみち」はライトアップされ、例年以上に多くの町民の方々のこころが癒されたことでしょう。

於大のみち整備の財源の一部は、ふるさと創生事業として、全国の自治体に交付された1億円が活用されました。1994年(平成6年)に完成した於大のみちは、31年が経ち、毎日多くの方々が健康づくりのために利用してみえるが、特に路面の凹凸が激しくなっています。また、本町の歴史を紹介する陶板は完成当時、右岸の東浦の歴史32枚、左岸の於大の方物語は32枚と於大のみち歴史散策路に紹介されていますが、完成当時には、難しい漢字にはフリガナも付いていたものの、現在ではその多くのフリガナはほとんど見えない状態でした。令和2年第1回定例会及び令和4年第1回定例会でも質問させていただきましたが、これが現状であります。そこで伺います。

- (1) 4月19日の於大まつり当日の来場者数を伺う。
- (2) 於大まつり当日プログラムには、於大行列は午前9時45分にスタートして、八重桜が咲く於大のみちを、於大姫や鎧を着た武将が練り歩きましたが、於大姫などに選ばれた子どもや保護者からはどのような意見等が寄せられたのか伺う。
- (3) あなたの夢於大まつりで叶えよう！では来場者の皆さんに、於大まつりでやりたいこと、やってほしいことを桜の花びらに記入してもらったと思いますが、来年の於大まつりでの夢にはどのようなリクエストがあったのか伺う。

- (4) 令和2年第1回定例会において、明徳寺川周辺の照明灯設置についての質問で当局の答弁では、「照明灯の基礎を設置するところが限られていることや照明灯の電源確保、また隣接する水田の稲等に光が与える影響も考慮する必要もあるため、今後、調査し設置の可否を含め、検討をしていきたいと考えています。」とのことであったが、現在の方針を伺う。
- (5) 令和4年第1回定例会において、「桜の並木道がある図書館東の障戸橋から乾坤院南の山の手大橋は、ウォーキングコースとして利用されている。長年の風化で凹凸が激しく、歩行の際に転んでけがする場所も少なくない。安全対策を踏まえての現状と今後の対応について」伺いました。当局の答弁では、「町内外から多くの皆さんが散策に訪れています。左岸には於大の方物語、右岸には東浦の歴史を記した円形の陶板が敷かれており、自然石が持つ色や美しさを生かした舗装が施工されています。しかし、経年劣化により、舗装の砂利が剥がれたり、陶板の文字の薄れや摩擦力が低下したりしている状況となっているため、歩行者の安全対策として、舗装等の部分的な補修を実施しています。今後も日常的な道路パトロールなどで異常を早期発見し、順次、舗装の修繕を実施していくとともに、引き続き、住民の皆さんの健康づくりや歴史散策路として多くの皆さんに快適に利用していただけるよう努めてまいります。」とのことであったが、現在の方針を伺う。

## 質問順位 8 4 番議員 赤川 操恵 (公明党東浦)

### 1. 本町における予防接種について

#### (1) 高齢者の肺炎予防接種について

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の分類が感染症法上の「5類」へ移行し、2年が経過しました。現在では、新型コロナ感染の報告を受けても、以前ほど驚かなくなってきました。しかし、コロナ禍以前から、肺炎は高齢者にとって深刻な健康問題でした。厚生労働省発表の「令和5年人口動態統計月報年計の概況」によりますと、肺炎による死亡者数は令和4年74,013人、令和5年75,749人。年代別死因順位では70歳以上の高齢者の死亡原因の4位及び5位が肺炎によるものとの報告があり、肺炎は高齢者にとって重要な疾患と言えます。平成29年に日本呼吸器学会が公表した「成人肺炎診療ガイドライン2017」では、終末期の肺炎に関して抗菌薬などの強力な治療を控え、個人の意思やQOLを尊重する方針が示されました。これにより肺炎死亡と老衰死亡の境界が曖昧になり、実際には肺炎による死亡が老衰死として分類されるケースも増加しています。また、肺炎の症状が回復しても、なかなか元の生活には戻り切れない方がいます。肺炎に『かからない』こと、すなわち肺炎予防が重要との認識から厚生労働省は2024年から「結核・呼吸器感染症予防週間」を制定し、社会全体で感染対策に取り組むこととしています。これらのことから超高齢社会を迎えるにあたり、肺炎対策の強化がますます重要になると考え、以下の点を伺います。

ア. 本町の高齢者に対する肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナウイルスの各ワクチンの公費助成の内容と接種状況について伺います。

イ. 高齢者に対して、ワクチン接種の周知をどのように行っているか伺います。

(2) 2023年9月、60歳以上の成人を対象としたRSウイルスワクチンが日本で承認されました。RSウイルス感染症は呼吸器合胞体ウイルス感染症の略称であり、風邪症状を伴う呼吸器感染症として知られています。ほぼすべての人が2歳までに感染し、生涯を通じて再感染の可能性があります。特に高齢者では免疫力の低下により、肺炎を引き起こし重症化するリスクが高まります。日本では年間約6万3,000人が入院、約4,500人の院内死亡が推定され、インフルエンザと比較しても、重症化のリスクは、同等若しくはそれ以上とされています。また、肺炎を引き起こすリスクはRSウイルスのほうが高いとされ、入院期間も長くなる傾向があります。しかし、これまで有効なワクチンや治療薬がなく、診断機会も限られていたため、一般的な認知度は低いのが現状です。厚生労働省はRSウイルスワクチンを開発優先度の高いワクチンとして位置づけ、政府もワクチン開発・生産体制の強化戦略の対象としています。これにより開発・承認されたRSウイルスワクチンは、唯一の予防法として期待さ

れますが、1回2万円以上と高額で、現在は任意接種であるため費用は全額自己負担となります。以上のことを踏まえ、以下の点を伺います。

ア. 本町における高齢者の肺炎予防策として、新型コロナ、インフルエンザ、肺炎球菌に加え、RSウイルス感染症の周知と感染予防の啓発を行う考えについて伺います。

イ. RSウイルス感染症に対する他市町の取り組みの状況として把握している内容を伺います。

ウ. 高齢者の接種負担を軽減するため、本町においてRSウイルスワクチンの接種費用の一部助成を検討する考えについて伺います。

### (3) 男性へのHPVワクチン接種について

HPV（ヒトパピローマウイルス）は、性交渉を通じて感染するウイルスであり、200種類以上の型が存在します。中には無害なものもありますが、一部は子宮頸がん、中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマなどを引き起こすことが知られています。特に男性の場合、中咽頭がんや肛門がんの発症リスクが高まり、陰茎がんの原因となることもあります。尖圭コンジローマは性器周辺に発生する疾患で、かゆみや痛みを伴うことがあります。HPVワクチン接種は、こうした疾患を予防する有効な手段です。ワクチン接種によってHPV関連のがんや性感染症のリスクを低減できるだけでなく、女性への感染を防ぐことでパートナーの子宮頸がん予防にもつながるため、男性にとっても重要なワクチンと言えます。さらに、接種率が向上することで集団免疫が形成され、未接種者の感染リスクも低減する可能性があります。現在、男性のHPVワクチン接種は世界的に広がりつつあり、59か国で対象となっています。アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリアなどでは接種率が高く、特にアメリカでは2011年から男性への接種が推奨されています。日本では男性も4価ワクチン（ガーダシル）を接種できますが、定期接種ではなく、3回の接種で約5～6万円の自己負担額が発生します。一部自治体では助成制度が導入されており、今後さらなる普及が期待されています。以上のことを踏まえ、以下の点について伺います。

ア. 男性へのHPVワクチン接種の周知・啓発についての考えを伺います。

イ. 愛知県内における男性HPVワクチン接種費用の助成の状況について伺います。

ウ. 本町でのHPVワクチン接種費用の一部助成を検討する考えについて伺います。

## 2. 本町のシティプロモーションにご当地ナンバープレートの導入を

近年、多くの自治体では、住民が地域への愛着を深めるためのシティプロモーション施策を積極的に推進しています。その中でも「ご当地ナンバ

ナンバープレート」の導入は、視認性が高く、日常生活の中で自然と地域の魅力を発信できる手法として注目されています。全国の自治体では、ご当地ナンバープレートを活用することで、地域ブランドの確立や情報発信の強化につなげる取り組みが進められています。その中でも、現在開催中の大阪・関西万博公式キャラクターの「ミャクミャク」がナンバープレートに採用され話題になっています。特に東浦町には豊かな歴史や文化、産業があります。これらを象徴するデザインをナンバープレートに取り入れることで、町のブランド力の向上を図ることができ、住民が自分の町に誇りを持ち、地域の魅力を再認識する機会が得られると考えられます。また、視認性の高いナンバープレートを活用することは、交通安全の観点からも効果的であり、安全意識の向上と住民の自発的な意識変革を促す要素としても期待されます。さらに、ご当地ナンバープレートの導入は、町の特色を広く発信するシティプロモーションの一環として機能するだけでなく、町民の参加意識を高めるきっかけにもなり得ます。例えば、ナンバープレートのデザインを公募してみてもはいかがでしょうか。住民が関わることにより、地域に対する愛着がより一層深まるのではないかと考えます。このように、ご当地ナンバープレートの導入は、単なる制度変更ではなく、町のシティプロモーションの強化、住民の地域に対する誇りの醸成、交通安全意識の向上、地域ブランドの確立など、さまざまな側面でプラスの効果をもたらす施策として重要な位置づけになると考え、以下の点を伺います。

- (1) 本町でナンバープレートを交付している、原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカー、特定小型原動機付自転車それぞれのナンバープレートの交付枚数の過去3年間の推移を伺います。
- (2) 知多5市4町及び刈谷市のご当地ナンバープレートの導入状況を伺います。
- (3) 本町は2028年に町制80周年を迎えます。シティプロモーションの観点から、この節目の年に合わせて恒久的にご当地ナンバープレートの導入を提案しますが見解を伺います。

## 質問順位 9 9 番議員 間瀬 宗則（清流会）

### 1. 生活を支える公共交通の更なる充実を！

第6次東浦町総合計画第2期基本計画（2024年度～2028年度）の公共交通においては、「移動しやすく交流できるまちを目指します」との目標のもと、「地域社会の活力向上、環境負荷の低減、渋滞の解消のため、広域的な交通網の構築に取り組み、公共交通の更なる利便性向上を図ります」とあります。目標を実現するための取り組みとして、①町運行バス「う・ら・ら」（以下「う・ら・ら」）の充実、②鉄道の利便性の充実、③民間バス・タクシー等の維持存続とあります。

「う・ら・ら」については、令和6年10月のダイヤ改正により名鉄巽ヶ丘駅への乗り入れが実現、町内各地からJR武豊線、名鉄河和線のどちらの鉄道駅へも「う・ら・ら」を利用して行けるようになったことで移動の利便性が上がり、町の基幹交通としての役割を担う整備が進んでいると感じています。

しかしながら、地域によってはバス停まで行くことが困難なところ、運行本数が少なく待ち時間が長時間になるケースがあるなど、継続的に「う・ら・ら」の運行改善を行う必要があります。更には、だれもが気兼ねなくお出かけできる地域にしていくために、地域が抱える交通課題の解決に向けて、「う・ら・ら」を補完する移動手段についても早急に検討が必要です。

生活を支える公共交通の更なる充実に向けて、以下5点質問します。

- (1) 令和6年10月ダイヤ改正後の利用状況について伺います。
- (2) ダイヤ改正後の利用者の意見と対応について伺います。
- (3) 地域が抱える交通課題をどのように捉えているか伺います。
- (4) 令和6年3月定例会で、ライドシェア導入検討の考えについての答弁では、ライドシェアを移動手段として活用することは非常に有効だと考えており、新たなニーズに対応した持続可能な地域公共交通体系の構築の一つとして、「ウラ・うらら」の取り組みとともに、地域公共交通会議の場で検討していく必要がある、とのことでした。ライドシェア導入に向けた検討状況を伺います。
- (5) 「ウラ・うらら」の取り組みについて伺います。第2次東浦町地域福祉計画の重点プロジェクトとして掲げられている「ウラ・うらら」の取り組みを、地域公共交通会議（令和7年3月25日）のテーマとして取り上げ、一歩踏み出したことを評価します。タクシーを利用した実証実験が計画されているようですが、実証実験のねらいと内容を伺います。また、実証実験を踏まえて、地域が抱える交通課題の解決にどのように結びつけていく考えか伺います。

## 2. 幹線道路等の整備に向けた進捗状況は！

第6次東浦町総合計画第2期基本計画（2024年度～2028年度）の道路の基盤整備においては、「移動しやすく安全な道路網を構築します」との目標のもと、「円滑な通行ができるよう、利便性を向上させます。また、幹線道路の整備により通過車両の生活道路への流入を減らすとともに、災害時などにも安全な道路網を構築します」とあり、目標を実現するための取り組みとして、①幹線道路の整備、②生活道路整備、③道路施設等の維持管理とあります。愛知県へ要望書を提出するなど事業を推進されていると思いますが、現時点における整備状況と今後の予定について、以下8点質問します。

- (1) 都市計画道路名古屋半田線は用地買収が進められているが、現在の取得状況と、整備着手時期の見通しを伺います。また、幹線道路へスムーズにアクセスできるよう道路拡幅、道路新設を提案（令和6年9月議会一般質問）したが、検討状況を伺います。
- (2) 都市計画道路知多刈谷線は用地買収が進められているが、現在の取得状況と、整備着手時期の見通しを伺います。
- (3) 都市計画道路衣浦西部線（一般国道366号バイパス）は、一部4車線供用区間を除き、暫定2車線で供用されていますが、森岡工業団地南交差点など、各交差点で慢性的な渋滞が発生しており、4車線化の進捗状況と今後の見通しを伺います。
- (4) 都市計画道路養父森岡線は、線形見直しの都市計画変更の手続きが進んでいると認識していますが、事業着手に向けた今後の見通しを伺います。
- (5) 主要地方道名古屋碧南線は、知多地域と西三河地域を結ぶ重要な路線ですが、道路に架かる緒川橋、境川橋、逢妻橋、市原橋の橋梁整備の進捗状況を伺います。
- (6) 主要地方道東浦名古屋線は、北部中学校の通学路になっており交通量が多い中、歩道が設置されていない区間を、生徒が通学しており危険な状況です。事業区間の自歩道設置の完成時期と、緒川相生交差点から西側の事業着手時期の見通しを伺います。
- (7) 一般国道366号線は、片葩小学校及び東浦中学校の通学路になっており交通量が多い中、歩道が設置されていない区間を、児童・生徒が通学しており危険な状況です。自歩道設置の事業着手時期の見通しを伺います。
- (8) 高規格道路名古屋三河道路については、県の有識者委員会で一部の優先整備区間の概略ルートを固めたとの報道が令和6年12月にありました。本町に関係する概略ルートと、インターチェンジの予定場所など分かる範囲で伺います。

## 質問順位 10 12 番議員 長坂 知泰 (新政クラブ)

### 1. 「名古屋三河道路」を問う

「名古屋三河道路」は、東名高速道路の岡崎 IC 付近から西三河地域を貫通して名古屋港ポートアイランド付近に至る延長約 50 km の新たな道路構想である。中部国際空港や名古屋港へのアクセス向上の他、伊勢湾岸自動車道の代替路としての機能などが期待される。これまで「名古屋三河道路」は、図表 1-1 にみるように西知多道路、長浦 IC 付近から名豊道路、高棚北 IC を結ぶ区間を「優先整備区間」(評価対象区間)として 3 つのルート案の比較検討が進められてきた。いずれのルート案においても本町の中央部を東西に貫通し境川を渡るルートであるが、2024 年 12 月 9 日、愛知県建設局は第 3 回有識者委員会において「B 案：南側ルート」(図表 1-2 参照)を決定。名豊道路については 2025 年 3 月 8 日に「蒲郡バイパス(豊川為当 IC～蒲郡 IC)」の完成により全線開通がなされたことから、新たなネットワーク拡大の重要な構想に大きな期待が寄せられているところである。そこで質問する。

- (1) 「名古屋三河道路」は「あいちビジョン 2030」などにも政策目標として計画の早期具体化が掲げられているが、これまでの愛知県と本町の検討状況について伺う。
- (2) 本道路計画においては、市民参加型の検討プロセスが規定されているようであるが、町民や企業などの道路利用者や自治体のニーズはどうであったのか、また本町においては愛知県に対し何を求めてきたのかご所見を伺う。
- (3) 今般の第 3 回有識者委員会において「B 案：南側ルート」(図表 1-2 参照)を決定した経緯と、本町にもたらされる効果、そして今後の流れについて、把握している内容を伺う。
- (4) 名豊道路、高棚北 IC から刈谷市方面に向けては、県道 296 号線として 4 車線の一般道路が整備され、さらに現在も高棚北 IC 付近で道路の新設工事が進行している。本町においてはこのような先行した動きがないかご所見を伺う。

### 2. 「国民健康保険税」を問う

2018 年度より施行された改正国民健康保険法により、これまで市町村が支払っていた医療費は愛知県から全額補填され、その代わりに市町村は愛知県に対し、市町村ごとに示された国民健康保険事業費納付金を納付することとなった。この納付金の財源は、保険税で補うことが原則とされ、一般会計からの法定外繰入金は段階的になくすという方針が国及び愛知県から示された。本町においても、この方針に従い図表 2-1 のとおり 2018 年、2020 年、2022 年、2024 年、2025 年と各年度に税率改正を行ってきて

おり、2026年度に必要額を保険税で補えるよう、税率を見直してきたところである。そこで質問する。

- (1) 図表2-1にみるように毎年、あるいは隔年で国民健康保険税の税率改正を行った結果、図表2-2にみるように、例えば課税所得400万円、4人世帯(介護2名)モデルの場合、2018年468,000円であったものが、2025年には733,100円となり265,100円増加と57%の引上げ、さらに次年度も引上げが行われる予定となっている。本町として、このような大幅な引上げに対し、町民へのヒアリングや、支払いのしやすい方法の検討を行ったことがあるか伺う。
- (2) 現在、本町では普通徴収による毎月支払いの納期を8回としているが、他の市町村をみると、支払いの納期を10回とし、住民の負担感を緩和しているところもみられる。このような町民への配慮を強く求めるが本町のご所見を伺う。

### 3. 本町の「農業」を問う～農地利用最適化と地域計画について

米の値上がりが止まらない。全国のスーパーでの平均価格は去年の2倍を超える高値になっている。政府の備蓄米放出が始まっているものの、市場の安定には必ずしも繋がっていない状況と見受ける。消費者は、今後の米価の推移を見ながらも、同時に農業の行く末を考えたり、食料は簡単に調達できるものではないため備蓄も含め安定的に生産できる状況の必要性を誰もが痛感している。

一方で生産者の側では、高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加が懸念されており、地域の農地を守り活かすため「将来、誰が耕作するのか」を今考えなければならないという喫緊の課題となっている。そこで令和4年5月、農業経営基盤強化促進法等が改正され、これまで「人・農地プラン」における取り組みである「地域の話合い」が、法令化され、「地域計画」と名称も変更され新たな取り組みが始まっている。また「目標地図」の作成も新たな役割となっていると聞く。そこで質問する。

- (1) 本町の農業の特徴についてご所見を伺う。また、本町、愛知県、ひいては我が国全体の米の生産量の推移と需給のバランスについて把握している内容を伺う。(図表3-1～3-3参照)
- (2) 地域の農地を守るべき「地域計画」と「目標地図」、そして策定過程における農業委員会の役割について伺う。
- (3) 本町の「地域計画」において、図表3-4にみられる様に石浜第2地区が農林水産省のモデル地区として同省のホームページに掲載されているが、経緯と内容についてご所見を伺う。
- (4) 農地の集積率の引上げや遊休農地解消等にあたっては、農地行政を担う農業委員会の委員や農地利用最適化推進委員の活発な活動が不可欠で

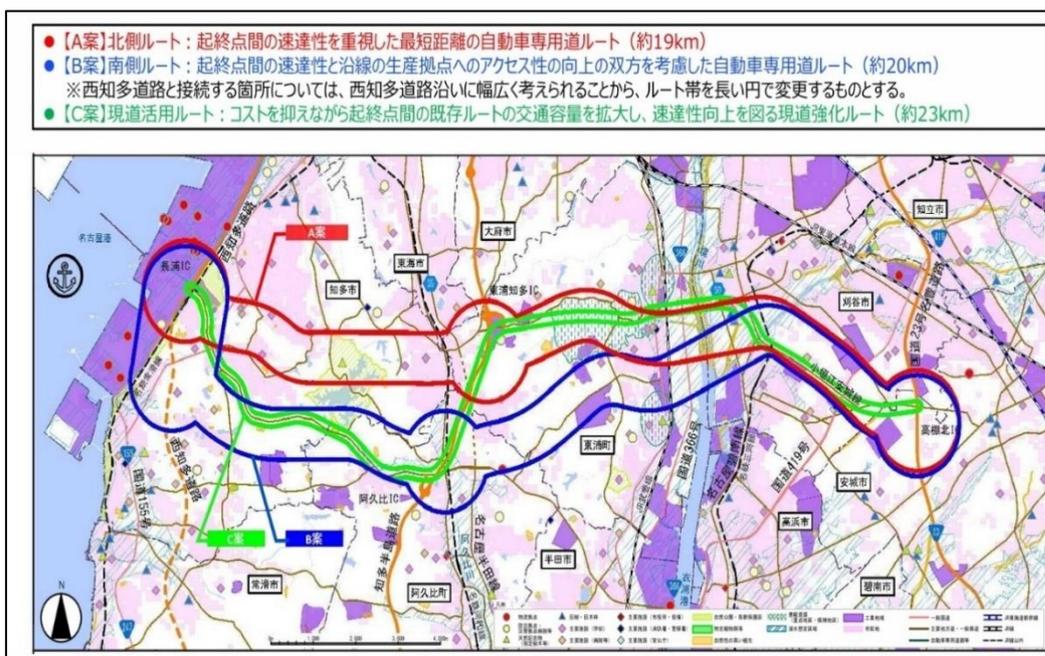
ある。農地利用最適化交付金を用いた「上乘せ報酬条例」等の整備を求めるが、ご所見を伺う。

- (5) 令和4年度より農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF 地図)の運用が開始されている。現在、本町では、どのような活用がなされているのかご所見を伺う。

【図表 1 - 1】



【図表 1 - 2】



出典：愛知県 HP「名古屋三河道路(西知多道路～名豊道路区間)第3回構想段階評価」





【図表 3-1】 出典：農林水産省 HP「市町村の姿～グラフと統計でみる農林水産業」

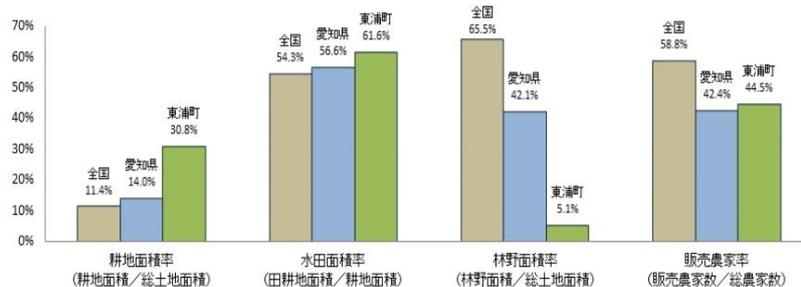
■ 農林水産業の基本指標

■ 面積	
総土地面積	3,114 ha(0.6%)
耕地面積	959 ha(1.3%)
田耕地面積	591 ha(1.4%)
畑耕地面積	368 ha(1.2%)
林野面積	159 ha(0.1%)
■ 人口	
総人口	49,596 人(0.7%)
農業に60日以上 従事した世帯 員、役員・構成 員(経営主を含 む)数	348 人(0.7%)
漁業就業者数	-

■ 世帯等	
総世帯数	19,406 世帯(0.6%)
農業経営体数	198 経営体(0.7%)
総農家数	427 戸(0.7%)
自給的農家数	237 戸(0.7%)
販売農家数	190 戸(0.7%)
主業経営体数	51 経営体(0.7%)
準主業経営体数	25 経営体(0.7%)
副業的経営体数	112 経営体(0.7%)
林業経営体数	-
漁業経営体数	-

■ 地域	
農業集落数	8 集落(0.3%)
農産物直売所数	41 施設(6.6%)
漁港数	-
漁船隻数	-

注1：耕地面積は令和5年面積調査、漁港数は水産庁資料「漁港一覧」(令和6年4月1日現在)、漁業就業者数、漁業経営体数、漁船隻数については2018年漁業センサス、総世帯数は令和2年国勢調査、農産物直売所数は2010年世界農林業センサス、前記以外は2020年農林業センサス。  
注2：( )内は都道府県内でのシェア。



【図表 3-2】

■ 販売を目的とした農畜産物の作付・飼養状況

■ 稲、麦、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物	
農業経営体数	作付面積
水稲	119 経営体 219 ha
陸稲	-
麦類	
小麦	4 経営体 12 ha
大麦	11 経営体 0 ha
裸麦	8 経営体 1 ha
そば	1 経営体 X
その他雑穀	-
いも類	
ばれいしょ	10 経営体 1 ha
かんしょ	12 経営体 X
豆類	
大豆	13 経営体 15 ha
小豆	6 経営体 0 ha
その他の豆類	10 経営体 1 ha
工芸農作物	
さとうきび	-
なたね	1 経営体 X
茶	-
てんさい	X
こんにやくいも	-
その他工芸農作物	3 経営体 1 ha

■ 野菜	
農業経営体数	作付面積
だいこん	12 経営体 1 ha
にんじん	3 経営体 0 ha
さといも	12 経営体 1 ha
やまのいも	2 経営体 X
はくさい	9 経営体 0 ha
キャベツ	8 経営体 1 ha
ほうれんそう	4 経営体 0 ha
レタス	1 経営体 X
ねぎ	8 経営体 0 ha
たまねぎ	10 経営体 1 ha
ブロッコリー	5 経営体 1 ha
きゅうり	4 経営体 0 ha
なす	6 経営体 X
トマト	3 経営体 X
ピーマン	2 経営体 X
いちご	11 経営体 X
メロン	1 経営体 X
すいか	3 経営体 0 ha
その他の野菜	18 経営体 3 ha

■ 果樹	
農業経営体数	栽培面積
温州みかん	5 経営体 1 ha
その他のかんきつ	4 経営体 1 ha
りんご	-
ぶどう	39 経営体 31 ha
日本なし	-
西洋なし	X
もも	-
すもも	X
おうとう	X
うめ	X
びわ	X
かき	3 経営体 1 ha
くり	X
キウイフルーツ	X
パイナップル	X
その他の果樹	14 経営体 2 ha

■ 花き	
農業経営体数	栽培面積
花き類	9 経営体 1 ha
花木	1 経営体 X

■ その他の作物	
農業経営体数	栽培面積
その他の作物(稲(飼 料用)を除く)	3 経営体 1 ha

■ 畜産	
農業経営体数	飼養頭(羽)数
乳用牛	5 経営体 385 頭
肉用牛	8 経営体 999 頭
豚	3 経営体 2,455 頭
採卵鶏	1 経営体 X
農業経営体数	出荷羽数
ブロイラー	-

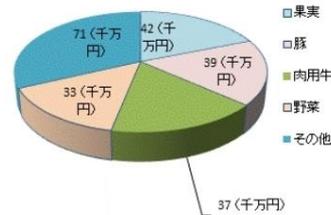
注1：2020年農林業センサスによる令和2年2月1日前1年間の値。  
注2：作付(栽培)面積については、販売を目的として作付け(栽培)された面積。  
注3：農家の自己申告による。

【図表 3-3】 出典：農林水産省 HP 「市町村の姿～グラフと統計でみる農林水産業」

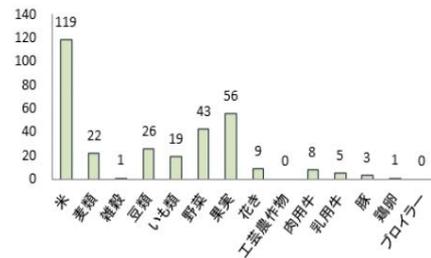
農業部門別の産出額・農業経営体数

■ 農業産出額(推計)		■ 農業経営体数	
合計	222 千万円	198 経営体	
耕種計	110 千万円		
米	27 千万円	119 経営体	
麦類	-	22 経営体	
雑穀	-	1 経営体	
豆類	0 千万円	26 経営体	
いも類	1 千万円	19 経営体	
野菜	33 千万円	43 経営体	
果実	42 千万円	56 経営体	
花き	X	9 経営体	
工芸農作物	0 千万円	X	
種苗・苗木類・その他	X		
畜産計	112 千万円		
肉用牛	37 千万円	8 経営体	
乳用牛	32 千万円	5 経営体	
うち生乳	31 千万円		
豚	39 千万円	3 経営体	
鶏	5 千万円		
うち鶏卵	X	1 経営体	
うちブロイラー	-	-	
その他畜産物	-	-	
加工農産物	-	-	

農業産出額の内訳



農業経営体数



注1: 農業産出額(推計)については令和4年市町村別農業産出額(推計)、農業経営体数については2020年農林業センサス。  
注2: 農業経営体数の合計は実経営体数のため内訳と一致しない。

【図表 3-4】

地域計画（モデル地区）の取組状況（令和6年12月末時点）					
農地の集積・集約化による農作業の効率化(コスト縮減等)の実現を目指す				愛知県東浦町 石浜第2地区	
農業を担う者数 (うち担い手)	8経営体 (8経営体)	農地面積 (うち農振農用地)	92ha (92ha)	主な農畜産物	稲・大豆
農業地域類型	都市的地域	遊休農地	3ha	現状の集積率 (目標)	約54% (82%)
地域の現状と課題			将来の地域農業の方向性		
<p>・東浦町は、東部の水田地帯と中西部の丘陵地帯で構成。主な農産物は、米のほか、ブドウ、イチゴや洋ランなど。町全体の集積率は約30%となっており、畑地の低い集積率が全体に影響。</p> <p>・担い手への集積率が高い石浜第2地区では稲や大豆の作付が展開され、担い手への集約化も見込める等モデル的な取組が可能と考え、モデル地区として設定。</p>			<p>・農業を担う者への集積・集約を促進して、大区画化及び効果的な基盤整備につなげ、農作業の効率化や生産性の向上、コスト縮減を図る。</p> <p>・農地利用については、認定農業者などの農業を担う者8経営体を中心に集積・集約化を促進する。</p> <p>・水の確保が困難な地域は集積・集約を図りつつ、水が少なくても栽培できる飼料用作物や大豆への転換を検討する。また、水田における直播やスマート農業を導入し、作業の省力化を図る。</p>		
協議を進める過程で発生した課題			取組経緯(課題への対応)及び今後の予定		
<p>・受け手からの意向把握に当たり、若手の担い手が熟練の担い手に配慮し、本音の意見を聞くことができないという課題が発生。これに対処するため、担い手一人ひとりから個別にヒアリングを実施。</p> <p>・その結果、担い手ごとに将来意向を把握できたほか、集約化に当たり隣接する担い手への配慮や調整が必要であることが判明。</p>			<p>・R5.2 農業委員会の協力のもとに目標地図素案のたたき台を作成し、地区内で営農する農地の受け手に提示</p> <p>・R5.6.1 モデル地区設定についての打合せ</p> <p>・R5.6.2.1 本省キャラバンを受入れ。農地の受け手を参集し、目標地図素案(良いところ・悪いところ図)についてワークショップを実施</p> <p>・R5.8.2.1 改選された農業委員・農地利用最適化推進委員を対象に、地域計画の策定に向けた取組を説明</p> <p>・～R6.1 担い手個別ヒアリングの実施</p> <p>・～R6.6 協議の実施・取りまとめ、目標地図の素案作成</p> <p>・R6.12.18 地域計画案の説明会開催</p> <p>・R7.3 地域計画の公表予定</p>		

出典：農林水産省 HP 「地域計画の策定に向けたその他の取組～モデル地区の取組み状況(令和6年12月末時点)」

## 質問順位 11 3 番議員 山田 眞悟 (庶民倶楽部)

1. 東浦町をアップデート！～ここから、未来へ～ロードマップの実績報告を求めます。

今年5月16日の全員協議会で、町長の政策指針「東浦町をアップデート！」の実績報告がありました。

町長の実績報告は、町民の関心が高いです。今後、広報ひがしうら、町公式LINEでの公表や、各地区の集会で報告する予定があるのか伺います。また、実績報告の概要及び特徴点を伺います。

2. 緒川小学校個性化教育の評価をどうとらえるか。

47年前の1978年（昭和53年）、緒川小学校は校舎建て替えに合わせて、個性化教育にかじを切りました。当時の町長が設計事務所の計らいで、静岡県沼津市にある加藤学園の個性化教育の採用に踏み切ったのは記憶にしみこんでいます。当時、詰め込み教育が原因で、学習についていけない生徒が増え、その問題が顕在化し、子どもの実態に合わせた創意工夫をすることが学校に求められていました。廊下の仕切りを取り払い、様々な教材を取りやすいように配置され、子どもが自ら学ぶ個性化教育が根付いています。越境入学も珍しくない状況。毎年開かれる個性化教育研究発表会は大盛況です。

これからも緒川小学校のオープン教育を将来に向けてどのように発展させていくのか、見解を伺います。

3. 小中学生の通学援助を求めます。

(1) 相生地区の小学生が、町運行バス「う・ら・ら」で通学する際に掛かる定期代の無料化を求めますが見解を伺います。

(2) 相生地区の小学生の定期代を無料化する場合、対象者となる児童数及び予算額の見込みを伺います。

(3) 相生地区から自転車を通う中学生の通学道路の安全確保を求めますが見解を伺います。

(4) 自転車通学の中学生の自転車購入費の補助を求めますが見解を伺います。また、北部中学校及び東浦中学校の自転車通学生徒数を伺います。

4. 北部グラウンドと駐車場の管理運営を総合的に行うよう求めます。

北部グラウンドの西側にあたる旧観光センター、旧農業センターとその駐車場は、4月から学び支援課スポーツ系の管理となりました。管理は任されたもののトイレ、旧看板、屋根付き農産物販売場所の蛍光灯照明は壊れたままの状態です。自動販売機が数台設置してあるおかげで周辺の照明となっていますが全体的に朽ちた状況です。この場所は、町内中央南北に走る重要幹線道路沿いとあって、行き交うドライバー利用者からは一休み

ができる公共駐車場のようです。グラウンド利用者からはあまりきれいでない公衆トイレには閉口のようです。トイレの改修も含め、建屋のペンキ塗り替え、街灯も新調するなど愛着の持てる施設となるよう望みます。当局の見解を伺います。

5. 町運行バス「う・ら・ら」の「イオンモール東浦」バス停留所詰め所はいつになったら使用できるのか問う。

トラックの物損事故による停留所建屋の破壊は未だ修復されていません。停留所が破壊されたのはいつですか。そしていつになったら修復し利用できるのか、また、その手立ては尽くされていますか。被害者である町当局の対応に対し苦情殺到です。町当局の対応を伺います。

## 質問順位 12 1 番議員 森 靖広 (高志会)

### 1. ヤングケアラーの課題と支援の必要性について

少子高齢化や家族の多様化が進む中、家族の介護や世話、家事などを日常的に担う「ヤングケアラー」の存在が社会的に注目されています。学校生活や友人関係、進学・就職といった人生の重要なステージにおいて、本来子どもが経験すべき学びや成長の機会が奪われることが深刻な問題となっています。厚生労働省の令和4年度の調査によると、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーの可能性があるとされています。これは、どの自治体にも一定数の子どもが支援を必要としている可能性があることを示しており、本町においても例外ではありません。しかし、ヤングケアラーはその存在自体が見えにくく、本人も「自分が支援対象である」と認識していないケースが多く、必要な支援に結びつきにくい状況があります。令和6年6月、「ヤングケアラー支援法（正式名称：子ども・若者育成支援推進法）」が国会で成立しました。ヤングケアラーの存在を社会全体で認識し、教育、福祉、地域が連携して支援を行うことが法律で初めて明確に規定されました。また、こども家庭庁もヤングケアラー支援を重点施策のひとつに掲げ、令和6年度から自治体との連携を強化し、実態把握と支援体制の整備を進めていると伺っています。一方で、本町においては、ヤングケアラーに関する取り組みが制度的にも予算的にもまだ十分ではないように見受けられます。支援の第一歩は「気づくこと」、そして「声をあげられる環境」を整えることです。以下、本町のヤングケアラー支援に関して、現状と今後の方向性について伺います。（参考資料 ※1）

- (1) 本町において、ヤングケアラーの実態把握を目的としたアンケート調査や聞き取り調査を実施したことがあるか伺います。また、学校現場、児童相談所、地域包括支援センターなどの関係機関から把握したケースがあるのか、それに関する件数や傾向について伺います。
- (2) 教育現場での早期発見と連携体制について、学校は子どもの生活の中心であり、変化に気づきやすい立場にあります。ヤングケアラーの早期発見には、教職員がその兆候を見逃さない視点を持つことが重要です。本町では、ヤングケアラーに関する教職員向けの研修やマニュアルの整備を行っているのでしょうか。また、発見されたケースがあった場合、学校から関係機関へ情報を共有し、連携する仕組みは整備されているのでしょうか。町として、学校と関係機関との橋渡し役を明確にする必要があると考えますが、その見解を伺います。
- (3) 相談支援体制の整備について、子ども自身が一人で声を上げることは困難であるため、家族への支援も含めた包括的な支援の在り方が求められます。その他にも、子ども家庭総合支援拠点の活用や、スクールソーシャルワーカー、地域支援員等との連携により、切れ目のない支援体制が求められます。

ア. 現在、本町においてヤングケアラーが相談できる窓口はどこにあるのか、また、その周知はどのように行っているのか伺います。

イ. 本町において、ヤングケアラーへの包括的支援体制の整備状況とその課題について伺います。

- (4) ヤングケアラー支援法の施行に向けた町の対応について、昨年成立した「ヤングケアラー支援法」では、市町村に対して実態把握、支援体制の整備、情報提供の努力義務が課されています。この法律の趣旨を受け、本町として、条例の制定、担当部署や支援コーディネーターの設置、関係機関との協議の場の設置など、今後どのような対応を取る予定か、見解を伺います。

## 2. 放課後児童クラブの現状と地域の子育て支援について

共働き家庭やひとり親家庭の増加により、放課後児童クラブ（いわゆる「学童保育」）の需要が急速に高まっています。しかし、それに反して「児童クラブに入れない」という深刻な待機児童の問題が全国各地で発生しており、多くの保護者から不安や不満の声が上がっています。この問題は、単に「預け先がない」という課題にとどまらず、女性の就労継続、共働き世帯の増加、地域の子育て支援、教育の格差是正といった、社会全体の構造にかかわる重要なテーマです。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものとあります。

本町ではこの事業を児童クラブとして、留守家庭等の小学校に就学している児童に対し、授業終了後や夏休み等の学校休業期間に実施しています。児童クラブに入ることができなかった児童は、一人で留守番し不安な中仕事から帰ってくる両親を待っています。保護者の声としては、一人で留守番している子どもが心配で仕事が手に付かないという声や、仕事の量を調整し1分でも早く帰宅する努力をしているという声があります。また、夏休み期間中だけでも児童クラブへ通わせることができないかといった切実な声も届いています。普段の生活の中では連絡手段として子ども用にスマートフォンを準備し、児童が帰宅後、両親へ連絡して安全安心を確認している家庭や、防犯カメラを玄関先や室内に設置し子どもに安心を与える工夫している家庭もあるそうです。

待機児童の課題を今後どう解決していくのか、地域の子育て支援策について以下伺います。

- (1) 令和7年度児童クラブへ加入希望したが加入できなかった待機児童の人数を学年別、小学校別で伺います。

- (2) 本町として待機児童保護者にどのような対応をすればよいと考えるか見解を伺います。
- (3) 待機児童が出てしまう要因、その要因に対しての改善策を伺います。
- (4) 夏休みや春休み期間中、待機児童は一人で過ごす時間があるため、本町としてサポートできる体制が必要であると考えが見解を伺います。また、支援策があれば何があるか伺います。
- (5) 令和7年度以降、平日授業日の5時間授業を試行実施しますが、その目的には「教職員は担うべき業務に専念できる時間や児童と向き合う時間を増やすことで、学校生活のさらなる充実を目指す」とありますが、目的は理解しつつも、子どもたちが早く下校しなければならないことで、待機児童が一人で過ごす時間が増えることが懸念されます。また、保護者の負担が増える可能性もあります。本施策が住民サービスにとって良いものなのか、本町の見解を伺います。

## ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っていることも・若者のこと

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、給いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるふうだいの世話や見守りをしている。



目の見えない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



**CHECK** 令和6年6月、「ヤングケアラーは国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と子ども・若者育成支援推進法に明記されたよ。

## 相談できる場所が増えています

学校（先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）や、都道府県の窓口、市区町村の子ども家庭センター、地域のヤングケアラー支援団体などに相談できます



困ったときに話を聞いてくれる大人は必ずいます。いろいろな相談場所があるので、勇気を持って話してほしいな。



**SNS相談**



**電話相談**



**学校で相談**



**オンラインコミュニティ**

※お住まいの地域によって窓口などの開設状況は異なります。

**CHECK** | 子どもたちが子どもたちらしい時間を過ごせるよう、社会全体で守っていくよ

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/>

ヤングケアラーのこと 🔍



子どもみんなが  
**子ども家庭庁**

出典：子ども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーのこと広報ギャラリー」  
[https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/lib/dl/R6\\_YC\\_leaflet\\_A4.pdf](https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/lib/dl/R6_YC_leaflet_A4.pdf)

## 質問順位 13 6 番議員 大川 晃（親和会）

### 1. 町 P T A 連絡協議会の役割を考える

東浦町では、7つの小学校と3つの中学校にそれぞれ単位 P T A が組織されており、これら 10 校の P T A 役員で構成される町 P T A 連絡協議会（以下、「町 P 連」という）が形成されています。この協議会は、町からの補助金を受けている団体として活動しています。十数年前、私が P T A 会長に就任していた時には、町 P 連の会議後に懇親会を開催し、活発な意見交換を行いました。その当時は、現在ほど不登校児童生徒は多くありませんでしたが、各学校に不登校児童生徒を持ち悩む親がいることを知り、町 P 連として、不登校の子を持つ親の相談会を開催することができました。残念ながらその取り組みは現在継続されていないようです。しかし、町 P 連には、単なる報告の場としてだけでなく、単位 P T A が抱える問題を解決する役割も求められています。そこで昨今の P T A 加入問題を背景に P T A の存続危機、さらに地域コミュニティとの繋がりが危惧されています。このような状況において、本町の町 P 連や単位 P T A の役割について伺います。

(1) 町 P 連の役割及び構成員を伺います。

(2) 令和 7 年度の各学校の単位 P T A への加入率を把握しているか伺います。

(3) 地区実態点検など単位 P T A として町へ要望をする場合、P T A の加入率が高いか低いかによって、その団体の要望がどれくらい重要視されるかは変わるのか伺います。

(4) 単位 P T A と地区コミュニティとの繋がりについて伺います。

ア. 各コミュニティに対する単位 P T A からのコミュニティ推進委員の選出人数を把握しているか伺います。

イ. 地区コミュニティと単位 P T A の関わりについて本町の見解を伺います。

### 2. 災害時情報の伝達手段について

本町には災害時における情報手段として、屋外拡声器や防災ラジオの同報無線、メールサービス、LINE などがあります。能登半島地震や熊本地震などの災害では、新たな情報発信及び収集方法が実践されてきました。令和 6 年版情報通信白書によると緊急地震速報の取得について、防災行政無線では 6 %、携帯電話等によるエリアメールでは 78 % と発表がありました。また、どのような手段で家族等の安否確認を実施したかを尋ねたところ、LINE と回答した者が最も多く 67.1 % でした。このように過去の災害から新たに学ぶ事は重要であると感じています。そこで本町の災害時情報の伝達に関する取り組みについて伺います。

(1) 本町に設置してある防災行政無線の屋外拡声器について伺います。

- ア. 現在の設置本数を伺います。
- イ. 屋外拡声器の聞こえる範囲の現状認識を伺います。
- (2) 部品供給ができなくなった戸別受信機について伺います。
  - ア. 現在の設置台数と普及割合を伺います。
  - イ. いつまで使い続けるのかを伺います。
- (3) 防災ラジオについて伺います。
  - ア. 現在の設置台数と普及割合を伺います。
  - イ. より身近な情報を発信できるコミュニティFM導入に対する本町の見解を伺います。
- (4) 町公式 LINE の活用について。
  - ア. 現在の登録件数を伺います。
  - イ. 災害時に活用できる機能について伺います。
- (5) デジタル簡易無線は、デジタル通信方式を用いた簡易無線局のことで、音質が良く秘話性が高いのが特徴で、特定小電力トランシーバーよりも広い範囲で通信が可能です。本町の消防団にも配備されており町内の自治会でも保有しているところもあります。そこで運用について伺います。
  - ア. 町内で保有している組織間同士のデジタル簡易無線機のチャンネル割り当てをされているのか伺います。
  - イ. デジタル簡易無線機の普及に対して、地区や自治会等に対して補助を行う考えについて伺います。

### 3. 広域災害時の東浦町の医療体制と災害時トリアージについて

本町では消防や救急といった業務を東浦町、半田市、阿久比町、武豊町の1市3町で構成された「知多中部広域事務組合消防本部」（以下「知多中消防本部」という）が担っています。南海トラフを起因とした大地震の発生時や異常気象による広域災害時には、知多中消防本部だけでは担いきれないと想像いたします。本町では、東浦町地域防災計画・東浦町水防計画がつくられていますが、医療機関との連携は住民の命に関わることで重要であると感じています。

災害発生後3日（72時間）が人命救助のタイムリミットであり、この期間内に救助活動を完了させなければ生存率が大幅に低下すると言われております。この「72時間の壁」を広域災害時に本町の住民が乗り越えることができるかという視点で、東浦町の医療体制と災害時トリアージに対する本町の見解を伺います。

- (1) 東浦町での災害時の医療機関との協定について伺います。
  - ア. 災害時の医療救護に関する協定の締結先を伺います。
  - イ. 災害時に協定先が実施する業務内容について伺います。
- (2) 東浦町の医療機関数と外科（整形外科含む）・内科診療をしている医療機関数を伺います。

(3) 広域災害時にけがをした住民について伺います。

ア. 搬送先はどこになるのか伺います。

イ. けが人に対するトリアージはどの様に行われるのかを伺います。

## 質問順位 14 11 番議員 三浦 雄二 (清流会)

### 1. 不登校児童生徒に関する支援について

近年、全国的に不登校の児童生徒数が増加傾向にあります。文部科学省の統計によれば、不登校児童生徒は過去最多を更新し続けており、これは単なる一過性の問題ではなく、社会構造の教育環境全体を見直す時期に来ていることを示していると思います。

また、先日には東浦町教育委員会より『学校が苦手な児童生徒の保護者の方へ』『不安や困りごと、ありませんか?』のタイトルでパンフレットも配られました。これは、学校へ行かない、行くことができない児童生徒が増えている現状に対する取組と思われまます。

こうした子どもたちをどのように支え、学びの機会を保障していくか、また、町として今後の支援のあり方について、以下の視点から質問をいたします。

(1) 不登校児童生徒とは『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの』と定義されています。

ア. 直近における小学校・中学校の不登校児童生徒の人数やその傾向、主な要因を伺います。

イ. 小中学校で年間出席日数が足りない児童生徒も進級及び卒業をさせていますが、その後のフォローをどのように行っているか伺います。  
また、中学校卒業程度認定試験を受験し、合格すれば高校受験も可能です。それには学習のサポートが必要と思いますが、本町の見解を伺います。

ウ. 最近では、「学校へ行くことができない」児童生徒ではなく、自分の意思・考え方で「学校へは行かない」選択をする子どもたちが増えてきている。その子どもたちへの学びの保障について伺います。

(ア) 子どもたちにとっての多様な学びの場が求められている中で、本町の学びの場・居場所には、教育支援センター（ふれあい教室）やフリースクール（町内のオルタナティブスクール・フリースペース）がありますが、具体的な支援内容を伺います。

(イ) 教育支援センター（ふれあい教室）には、何名ほどが通っているのか伺います。

(ウ) フリースクールには何名の児童生徒が通っているのか伺います。

(エ) 指導員（先生）はどのような資格の方が教えているのか伺います。

(2) 民間運営の学び場への支援

ア. 現在、民間が運営するフリースクールやオルタナティブスクールに対し、本町が行っている補助金・助成金等の支援体制について伺います。

イ. 今後、民間教育機関が果たす役割は、ますます大きくなると考えますが、町として制度的・財政的な支援の充実を検討されているのか、現時点での見解を伺います。

ウ. 学びの場を継続的かつ安定的に運営していくには、指導員や心理士・専門支援員の確保・育成も不可欠であると考えますが、本町の今後の方向性を伺います。

(3) 家庭や保護者への支援

不登校の子どもたちの支援において、家庭との連携は不可欠です。とりわけ保護者の不安や孤立感に寄り添い、安心して相談できる場の整備が求められています。

本町として、保護者向けの相談体制や保護者同士のピアサポートの促進など、どのような支援策を講じているのか、また今後の取り組みについて伺います。

(4) 不登校児童生徒に対しても、健全な育成のため、社会のルールや決め事をしっかり教えることが必要と思いますが本町の見解を伺います。